

障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和7年12月16日（火）10時00分から12時00分
- 2 場 所 天王寺区民センター 1階ホール
- 3 団 体 名 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議
- 4 協議等の趣旨 障害者の自立と完全参加をめざす要望についての協議
- 5 出 席 者
(団体側)
30人
(本 市)
福祉局 10人 健康局 2人

6 議 事

(1) 悪質な事業所への指導について（障害者施策全般に関する要求項目1.）

団体要望概要

- ・障がい福祉サービス全般、特に就労系の事業所に、営利の追求のみを目的とした、悪質な事業所が増加している。そういった事業所を基準にして、報酬改定や制度の見直しなどが行われると、真っ当に頑張っている事業所に影響がでる可能性がある。大阪市としてそういう悪質な事業所への対応はどのように考えているか。
- ・今後、悪質な事業所への対策として総量規制というような話も出始めているが、安易な総量規制は行わないようにしていただきたい。就労系のサービスなどは就労をめざすということだけではなく、障がい者の日中の居場所というニーズもあることを大切にいただきたい。
- ・不正請求の報道を受けての大阪市の調査に対するその結果は？
- ・在宅支援のあり方を見直すべきでは。
- ・事業所の新規指定の強化はできないのか。

本市説明概要

- ・障がいのある方に寄り添いながら、良質なサービスを提供しようと努力されている事業所の基盤を確保することが最も大事だと考えている。いわゆる悪質な事業所に対しては、指導を徹底しつつ厳格な対応をしていく必要がある。
- ・本市の地域自立支援協議会において、就労継続支援B型の総量規制を検討すべきではないかという意見がある。総量規制を実施することで新規事業所が参入できない課題はあるが、一度規制を始めたら恒久的にそれが続くものではなく、需要と供給のバランスを検証した上で継続の有無

を判断することとなる。営利目的で安易に参入している事業者も見受けられることから、今後同協議会の意見も聴取した上で検討を進めていきたい。

- ・監査中のため詳細はお伝えすることができない。
- ・大阪府から事業所あてに調査をしているので結果を待っているところ。
- ・現状は、申請書類に不備がなければ指定をせざるを得ない。今後は事業計画の改正を行い、面談等でしっかりと事業所の把握に努める。

(2) 入院時のヘルパー利用について（介護に関する要求項目 1. ①、②）

団体要望概要

- ・脳性まひと聴覚障がいのある方が入院となった際に、言語障がいの聞き取りと手話でのコミュニケーションが必要なため、入院時の重度訪問介護利用を希望したところ、病院側から個室利用を条件にされ差額ベッド代の負担が大きかった。生活保護の方であれば差額ベッド代の負担ができてヘルパー利用ができない。個室をヘルパー利用の条件にするならば差額ベッド代を治療に必要な対応として病院が負担すべきと考えるが、病院にそのような認識はない。大阪市としてどのように考えるか。
- ・入院時の付き添いが拒否される、許可されても個室が条件となるなど、障害者虐待・差別などの不適切な事案が発生している。
これらについて保健医療対策課は指導すべきでないのか。

本市説明概要

- ・入院中の重度訪問介護の利用については、これまでも大阪府や大阪府医師会から市内の医療機関へ周知されており、従前より断られるケースは減少していると認識しているが、今後も府と連携し周知等行っていく。個室でなければならない理由については利用者に対して病院側に説明責任があるものとする。
- ・昨年度、医療機関における不適切事案の相談・苦情をお受けし、当該医療機関に内容を伝達したところである。
本市においては、「医療安全相談窓口」を設置し、医療機関を利用するにあたっての相談や苦情について電話相談を受けている。
今後も医療法の規定に基づき医療機関への情報伝達や周知・指導等に努めて参りたい。

(3) 重度障がい者等就業支援事業について（介護に関する要求項目 2. ②）

団体要望概要

- ・現行の重度障がい者等就業支援事業が、雇用と福祉の制度にまたがり、利用や申請、請求手続き先が分かれており、煩雑であるため、利用者・事業所双方に負担となっている現状がある。事務手続きの負担軽減のため、一元的な仕組みとするべく、重度訪問介護など個別給付による一本化を国に求められたい。また、週の所定労働時間が 10 時間以上からの利用となると、働き始めて徐々に労働時間を増やしたい時に利用しづらい。就労中の介護や移動支援について制限なく利用できるよう、利用しやすい制度への改正を要望する。
- ・障がい者が働くこと自体に追加費用（自己負担上限 3,000 円）が生じる現状は不合理であり、自

己負担の撤廃などの負担軽減に向けた見直しを要望する。他の障がい福祉サービスとの併用時に、複数の自己負担が発生する点について、応益負担の観点から問題視し、改善を要望する。

本市説明概要

- ・重度障がい者等就業支援事業は、雇用施策との連携で推進しているが、申請には福祉・雇用双方で内容整理や区分作業が必要となり、事務が煩雑な点については認識している。今後は、利用者・事業者・雇用主等の意見を踏まえ、申請等の事務負担軽減及び雇用施策との役割分担の中で必要性が認められる就労中の介助等について、法定給付の対象とするなど、重度障がい者等の就労にかかる支援体制の整備を図るよう、引き続き国に要望してまいる。
- ・費用負担については、利用者本人ではなく事業主負担にできないか国へも確認したものの、サービス利用の契約者が利用者本人であること等から難しいとの認識である。現在の利用者負担月額 3,000 円を全て市負担にすることは財政的な課題もある。一部の利用者は、福利厚生のような形式で利用者負担額を事業主が負担している事例があると聞いており、大変ありがたいと思う反面、本市としてそのような事例を周知することで反対に制度利用を躊躇する事業主が出ることも懸念される。利用者負担軽減に取り組んでおられる事業主には引き続きご協力いただけると大変ありがたいと考えている。

(4) 大学修学支援について（介護に関する要求項目 2. ③、④）

団体要望概要

- ・大学修学支援の利用にあたっては、時間割についてなどの大学側との調整も事業所に発生するため、非常に事業所の負担が大きい。報酬単価が低い。報酬単価が上がれば参入する事業所も増え、事業所を探しやすくなるので、報酬単価を上げていただくよう要望する。
- ・大学の通学に必要なヘルパーの交通費について、障がい者本人は障がい者割引定期を購入することができるが、ヘルパーは個人名で購入する必要がある。ヘルパー間での相互利用は不可と鉄道会社から言われている。鉄道会社の制度の問題ではあるが、非常に負担が大きいので、ヘルパーの交通費について大阪市からの助成を行っていただくよう要望する。
- ・大学修学支援の制度が知られていない。18 歳になるまでセルフプランだった方はもちろんのこと、障がい児相談支援事業所を利用している方、特に重度訪問介護を利用されていて対象になる方に直接届くような周知の仕方をしっかりと取り組んでいただくよう要望する。

本市説明概要

- ・大学修学支援については、国の地域生活支援事業の補助金要綱が令和 7 年に改正され、単価が 50 円アップしたところであり、本市としても令和 8 年度から単価が 50 円アップできるよう、取組を進めているところである。
- ・ヘルパーの交通費については、本市としても鉄道会社に確認したが、ヘルパー間での定期券の相互利用ができるような制度自体がない。本市からの補助ではなく、鉄道会社として、定期券でも、障がいのない人と、障がいのある人がヘルパーと同行を合わせた交通費が同じ負担になる制度のあり方を構築してもらうことが必要ではないかと考えており、今後実態把握に努めてまいりたい。
- ・大学修学支援の制度の周知について、本市ホームページにチラシの掲載するほか、現在 18 歳到達者向けの新しいチラシの作成を進めているところであり、今後地域自立支援協議会での意見も

頂きながら、引き続き制度周知に取り組んでまいります。

(5) 介護保険併給について（介護に関する要求項目3. ①、②）

団体要望概要

- ・介護保険サービスと障がい福祉サービスの併給について、障がいのある方の状況に応じて、利用できるサービスをその都度確認していただいていると思うが、このことに関して区から市役所に対して相談はあがってきていないのか。
- ・市ホームページ上に、介護保険・障がい福祉双方が閲覧できる「介護保険併給のページ」が昨年度完成されたところであるが、回答にある、事業者等集団指導において周知されているとあるが、どのようにされているのか。

本市説明概要

- ・介護サービスと障がいサービスの併給については、区担当者向けの研修等を実施しているところであり、一律に介護サービスに切り替えるのではなく、障がいのある方の状況に応じて適切に障がいサービスの利用につながるよう支給決定を行っているところです。区から個別案件で相談いただくこともあり、相談があった場合は都度個別に対応している。
- ・集団指導での周知については、WEBにより全事業所に周知している。その他、ケアマネスキルアップ事業を活用し、介護保険との併給にかかる周知も行っている。

(6) 夜間介護における手待ち時間について（介護に関する要求項目4. ①）

団体要望概要

- ・令和3年の支給決定基準見直し以降、夜間介護については伸びてきているものの、吸引や体位変換が頻回に必要な人に止まっており、必要性を感じて申請しても夜間通してはなかなか認められない。令和3年の報酬改定時の厚生労働省 Q&A では、労基法令に基づき、ヘルパーが見守りをしている時間も報酬の対象とすべきと示されたことと齟齬があると思うがいかがか。
- ・医療的ケアや頻回な体位変換がない方でも必要性があれば夜間を通しての支給決定が可能か。

本市説明概要

- ・重度訪問介護の夜間介護について、本市では国の取扱い等を踏まえつつ、真に必要な方に必要な決定ができるよう取り組んでいる。
- ・夜間を通しての支給決定を行う上での確認項目は設けているが、必要性を確認するうえで見直すべき項目があれば、ご意見を伺いながら所要の改善を図ってまいります。

(7) 移動支援について（介護に関する要求項目5.）

団体要望概要

- ・移動支援について、利用したくてもヘルパーが確保できずに利用できない、事業者の撤退などによりそもそも事業所が見つからないといった問題が発生している。これらは全て移動支援の報酬単価が低いことに原因があり、障がい者の移動の権利が奪われていると言わざるを得ない状況にある。早急に報酬単価の見直しを行い、単価アップを実施していただくよう要望する。

本市説明概要

- ・移動支援の報酬単価が他の障害福祉サービスと比べ低いといった意見が寄せられており、本市としても課題認識している。財政的な面で来年度の単価アップは難しい状況であるが、障がいのある人にとって不可欠なサービスであり、持続的に基盤を確保していくためにも、中長期的な視点での見直しの検討が必要と考えている。

(8) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業について（介護に関する要求項目 6. ②）

団体要望概要

- ・盲ろう者通訳・介助者派遣事業が同行援護等と併用可能であることを周知するため、今年度大阪府が啓発チラシを作成した。大阪市では障がい福祉サービスや介護保険の事業者の集団指導の資料に啓発チラシを入れていただいたが、今後も引き続き周知していただきたい。
- ・また、啓発チラシを常に見ることができるよう、大阪市のホームページにも掲載していただきたい。
- ・高齢化対応のために盲ろう者通訳・介助者を二人派遣できるよう、大阪府に対し求めていただきたい。
- ・盲ろう者通訳・介助者の現場を、実際に見ていただきたい。

本市説明概要

- ・今年度、大阪府が作成した啓発チラシを障がい福祉サービスや介護保険の事業者に対し、集団指導で周知したが、今後も継続して周知していく。
- ・大阪市のホームページでは、盲ろう者通訳・介助者派遣事業に関する情報量が少ないため、内容の充実を図り、大阪府が作成した啓発チラシも掲載したい。
- ・二人派遣に関しては、当事者の声があることを、大阪府へ届けたい。
- ・盲ろう者通訳・介助者の現場を知ることは大事なことだと思っているので、今後見させてもらえればと考えている。

(9) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業について（介護に関する要求項目 6. ③）

団体要望概要

- ・計画相談もホームヘルプの利用もない盲ろう者で、親の支援に頼っている場合、どんな課題が発生するのか、区が問題意識を持ってきちんと相談支援の勧奨をするように通知していただきたい。

本市説明概要

- ・セルフプランの方に対しては、更新勧奨時に計画相談支援の利用を勧奨するよう取り組んでいるところであるが、研修などを通して区役所の担当者への意識づけに努めてまいる。